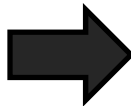


大阪府管理河川における ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策の経過について

汚染範囲の確認

- ◆H14.7.22 ダイオキシン類に係る底質環境基準(表層で150pg-TEQ/g)の設定
・環境部局による常時監視において、環境基準値の超過が見られた。
 - ◆H16～18 環境基準値超過が見られる河川において、汚染範囲調査を実施
 - ・神崎川及び古川において、表層で1,000pg-TEQ/gを超えるエリアを確認
 - ・また、神崎川においては、表層では1,000pg-TEQ/g未満(最大210pg-TEQ/g)であるが、2m以浅の層の一部に3,000pg-TEQ/m³を超える濃度の汚染があるエリアも確認。
- ↑
底質汚染が直接河川水と接する部分は少なく、現状ですぐに水質への著しい影響が生じることはないと考えられた。



神崎川・古川の、底質表層の濃度が高いエリアより、順次、浄化対策を実施することとした。

対策の検討

- ◆H14.7 「河川及び港湾の底質浄化対策検討委員会」を設置
- ◆H17.10 「大阪府管理河川の底質浄化対策の実施に係る小委員会」を設置
<神崎川>
- ◆H17～23 工法を確定させるため、試験施工及びモニタリングを実施

汚染濃度
150～3000

- ・表層部分を浚渫除去し、清浄な砂で覆砂を行う。
(汚染が深い層にも及んでいるため、全量の掘削除去は行わない)
- ・覆砂厚については、当初は100cmで試験施工を行ったが、再度70cmで試験施工を行った結果、施工2年後においても効果が持続されていることが確認された。
⇒覆砂厚は70cmとすることで確定。
- ・汚染底質については、150～1000pg-TEQ/gは海面埋立処分場(通称フェニックス)で、1000～3000pg-TEQ/gは管理型処分場で、それぞれ最終処分。

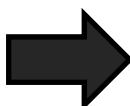
汚染濃度
3000 超

- ・糸田川合流部左岸のみで確認
- ・まず、汚染範囲の確定が必要。

今回、審議事項

<古川>

- ◆H20～22 工法を確定させるため、試験施工及びモニタリングを実施
- 【工法の概要】
- ・全量を掘削除去する。(汚染が1m程度以浅に限られているため)
 - ・除去後の河床が計画河床を下回る場合は、埋戻し。



確定した工法により、順次、対策を実施中。

